

# 明るい選挙

特集

## 18歳選挙権10年

高校生の思い

大学4年間のサポーター活動を振り返って

若者の啓発活動参加のすすめ

大学生と春日市の連携による主権者意識醸成の取り組み

諸外国における選挙権年齢と被選挙権年齢

18歳成人改革

山下 さくら(枕崎市役所)

小松 菊(天津市選挙啓発サポーター)

木村 聡汰(慶進高校)

門川 颯汰(長崎県明るい選挙推進サポーターOB)

古村 聖(関西学院大学)

藤村 まこと(福岡女学院大学)

田中 嘉彦(白鷺大学)

南部 義典(国民投票総研)

4

6

7

8

10

12



コラム

佐々木 毅(明るい選挙推進協会) ..... 14

短信 ..... 17

明推協リレーコラム

佐藤 実(宮城県明るい選挙推進協議会) ... 15

コラム 主権者教育アドバイザー

橋本 康弘(福井大学) ..... 16



# ご当地めいすいくん

明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」には、地域の特色を生かして活動するご当地めいすいくんがいます。どんどん増えていきますので、ニューフェイスを紹介します。

参院選公示日直前の7月2日に発売された雑誌『mono モノ・マガジン』の7月16日号(963号)の特集「ご当地monoナンバーワン!」で、ご当地めいすいくんが“大々的に”紹介されました。



富士山の恵めいすいくん  
(静岡県)①



三井の晩鐘めいすいくん  
(滋賀県大津市)②



大津祭めいすいくん  
(大津市)③



大津絵めいすいくん  
(大津市)④



モノレールめいすいくん  
(北九州市)⑤



門司港めいすいくん  
(北九州市門司区)



小倉城めいすいくん  
(北九州市小倉北区)



平尾台めいすいくん  
(北九州市小倉南区)



若戸大橋めいすいくん  
(北九州市若松区)



東田高炉めいすいくん  
(北九州市八幡東区)



吉祥寺藤まつりめいすいくん  
(北九州市八幡西区)



戸畑祇園めいすいくん  
(北九州市戸畑区)



うみねこ丸めいすいくん  
(岩手県宮古市)⑥



浄土ヶ浜エターナルグリーン  
めいすいくん(宮古市)⑦



宮古の毛ガニめいすいくん  
(宮古市)⑧



宮古の鮭めいすいくん  
(宮古市)⑨



いくらのバックをかけた  
めいすいくん(宮古市)⑩



瓶ドンめいすいくん  
(宮古市)⑪



長沢川桜づつみめいすいくん  
(宮古市)⑫



鯛ヶ埼灯台めいすいくん  
(宮古市)⑬



三陸鉄道めいすいくん  
(宮古市)⑭



大綱さくなめいすいくん  
(横浜市港北区)⑮



新横浜ラーメンめいすいくん  
(横浜市港北区)⑯



網島温泉めいすいくん  
(横浜市港北区)⑰

## プロフィール

- ①日本一の標高を誇る富士山と、湧き出る雪解け水をたっぷり吸収したお茶の葉をまとっためいすいくん。投票日までの間、所々で開かれるお茶会を見守ります。若者選挙パートナーが作成。
- ②三井寺の鐘にまつわる伝承をモチーフにしためいすいくんで、目を閉じた姿と蛇がチャームポイントです。三井の晩鐘は弁慶の引きすり鐘を模したもので僧である弁慶をイメージした結袈裟を着ています。
- ③曳山の装飾をモチーフにしたマントと手に持ったちまきが印象的なめいすいくんです。着物の赤い丸模様は曳山の車輪をイメージしています。
- ④一目で大津絵と分かるようにめいすいくんの肌の色を赤色にしました。大津絵の原作になるべく近づけるようにデザインされています。②③④は大津市選挙啓発サポーターの高校生が作成。
- ⑤北九州市区のめいすいくんは、大学生が作成。
- ⑥宮古市の新しい遊覧船「うみねこ丸」をイメージしためいすいくんです。ウミネコは宮古市の鳥に指定されており、遊覧船ではうみねこパンを使った餌付け体験が人気です！⑦宮古市の地域色(シンボルカラー)の浄土ヶ浜エターナルグリーンをイメージしためいすいくんです。頭の輪は、それぞれ「森川海」を表現しています。⑧宮古の冬の味覚「毛ガニ」をイメージしためいすいくんです。毛ガニはタラバガニ、ズワイガニと並ぶ「三大蟹」のひとつで、宮古の毛ガニは小ぶりですが身が引き締まって蟹みそが濃厚！宮古毛ガニまつりで会えるかも、、、!?⑨宮古市の魚に指定されている鮭をイメージしためいすいくんです。宮古市には鮭にちなんだイベントや商品がたくさんあります。宮古市のキャラクター「サーモンくん・みやこちゃん」は双子の鮭の兄妹です！⑩三陸「宮古」の新鮮なハラコ(いくら)をイメージしたバックをかけためいすいくんです。いくらの醤油漬けて家庭の味が出ますよね！⑪宮古市の新

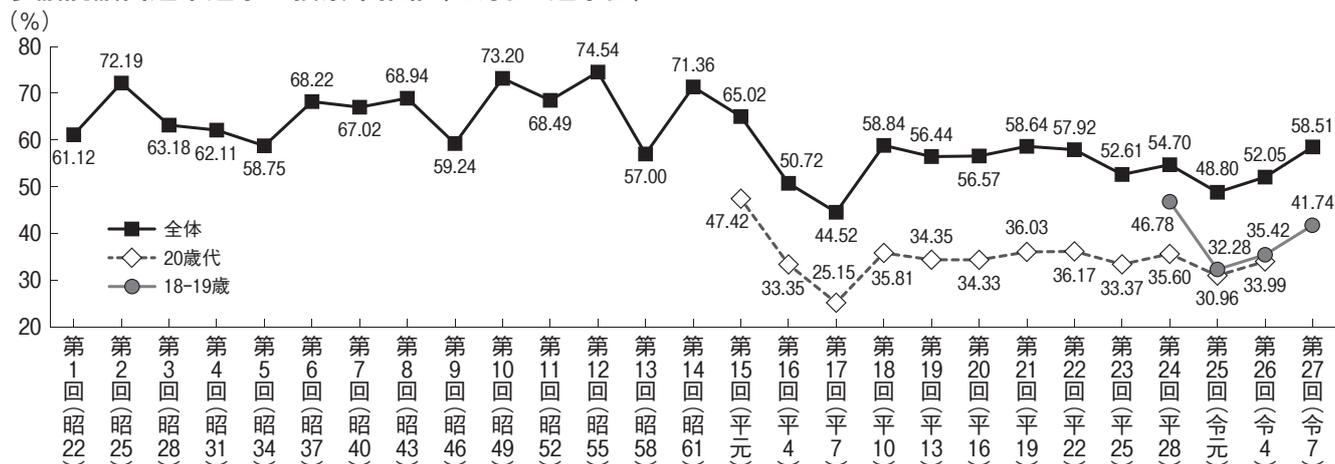
しい名物「瓶ドン」をイメージしためいすいくんです。「瓶ドン」は、獲れたてのウニを牛乳瓶に詰めて保存する岩手県沿岸の独特のスタイルからヒントを得て、考案されました。⑫宮古市の桜の名所、長沢川沿いに咲いている桜をイメージしためいすいくんです。長沢川桜づつみには、ソメイヨシノ219本、オオヤマザクラ35本、八重桜36本、ヤマザクラ4本、合計294本の桜が植えられています。⑬東経142度04分21秒の『本州最東端の地』重茂半島の鯛ヶ埼灯台をイメージしためいすいくんです。高さが33.72m、日本一大きなめいすいくんです！⑭三陸鉄道の車両をイメージしためいすいくんです。駅員さんの帽子も被って、選挙と三陸鉄道をPRします！宮古市のめいすいくんは市内の高校生が作成。⑮Yocco18港北区キャラクター「大綱さくな」が、ご当地めいすいくんバージョンとしてデビューしました。大倉山記念館(石造り神殿風)の色をベースにした白のワンピースとネクタイを身に着け、公正できれいな選挙を呼びかけています。明るい性格のアイドル(横浜アリーナ)で、運動(日産スタジアム)が得意なスポーツ少女が、港北区の「明るい」選挙の推進「運動」を盛り上げます。⑯全国からたくさんの方がラーメンを食べに来る新横浜。選挙でもたくさんの方が投票に来ることを願い、めいすいくんはたくさんの方がトッピングされたラーメンを食べています。これからも投票率がアップするためのPRを、スープのようにこってり、麺のように細く長く続けていきます。⑰かつて東京の奥座敷として栄えた網島温泉をモチーフにしためいすいくんです。明るい選挙の実現にける情熱は、温泉の熱量にも負けていません。「銭湯もいいけど、選挙もね」なんて、湯モラスなフレーズを思い浮かべながら湯船につかるひとは、めいすいくんにとって至福の時間です。

# 特集 18歳選挙権10年

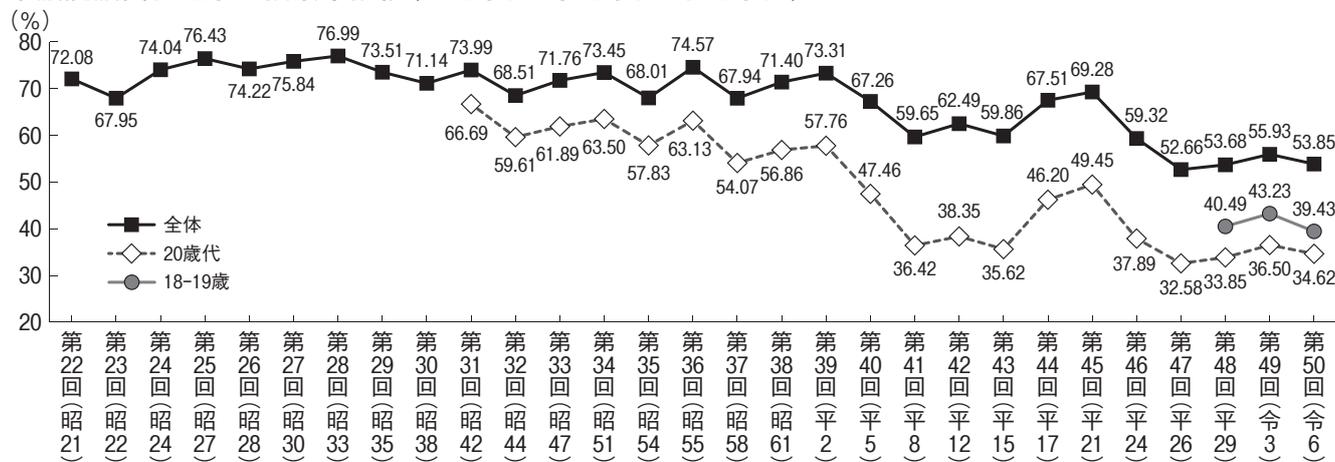
それまで20歳以上であった選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が、2015年(平成27年)6月に国会で成立(施行2016年6月)し、2025年で10年になりました。本特集で

は選挙権年齢と被選挙権年齢に関する海外の情報、18歳選挙権導入の経緯を再確認します。あわせて若者への啓発活動から見える若者の意識などから、若者の投票参加を考えます。

参議院議員通常選挙の投票率推移(地方区・選挙区)



衆議院議員総選挙の投票率推移(大選挙区・中選挙区・小選挙区)



「2016年6月に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。あなたはこのことにどう思いますか(択一)」

第50回衆議院議員総選挙全国意識調査(2025年1-2月実施) Q25

	良かった	良くなかった	どちらとも言えない	わからない
全体	39.4	10.7	42.3	6.5
18-19歳	31.8	—	63.6	4.5
20歳代	47.9	6.8	41.0	2.6
30歳代	45.9	15.3	33.1	5.7
40歳代	51.5	9.5	32.9	4.8
50歳代	41.9	7.9	44.4	5.7
60歳代	35.8	11.8	45.7	5.4
70歳代	32.0	12.9	44.0	9.4
80歳以上	29.7	10.8	47.6	9.7

18-19歳の投票率(参院選・衆院選)

選挙	投票率(%)			
	18歳	19歳	差(ポイント)	
第24回参院選 2016年7月	51.28	42.30	8.98	全数調査
第48回衆院選 2017年10月	47.86	33.24	14.62	全数調査
第25回参院選 2019年7月	35.62	28.83	6.79	抽出調査
第49回衆院選 2021年10月	50.35	36.02	14.33	抽出調査
第26回参院選 2022年7月	40.06	30.66	9.40	抽出調査
第50回衆院選 2024年10月	48.32	30.43	17.89	抽出調査
第27回参院選 2025年7月	45.78	37.63	8.15	抽出調査

・総務省サイト「令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙 発表資料」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/27sansokuhou/index.html>



<https://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/>

# 高校生の思い

## 「高校生委員としての活動を通じて」

山下 さくら 枕崎市役所職員(鹿児島県枕崎市)

私は、高校3年生の時に枕崎市明るい選挙推進協議会の高校生委員として活動をしていました。また、その年(2024年)の7月に行われた県知事選挙では有権者として初めての投票を行えるということもあり、当時は今まで関わることのなかった選挙に対して、不安と緊張でいっぱいだったのを今でも覚えています。

私が高校生委員になったきっかけは、当時私が所属していた生徒会活動に枕崎市選挙管理委員会事務局の方が声をかけてくださったことから始まりました。高校生委員には、地元の高校生5人が任命され、主な活動としては、街中での様々な啓発活動や選管委員との座談会、そして市議会の傍聴など高校生が選挙に触れ合いながら取り組むことを中心に行われました。その中でも、市議会を傍聴するのは人生で初めての経験で、議会の難しい内容や緊迫感のある空気



に感銘を受けました。高校生委員として活動した1年間で、選挙の大切さや社会の一員になれることの喜びを実感することができました。

私は、これからも高校生委員となった子たちが、選挙に対して興味や関心を持ち、有権者となったときに正しい知識で積極的に投票に参加してくれることを強く願っています。そして、私も社会人としてよりよい社会を作るために政治への関心を深め、投票に積極的に参加し、投票することの大切さをより多くの方々に知ってもらえるように努めていきたいと思います。

## 「選挙啓発活動に参加して」

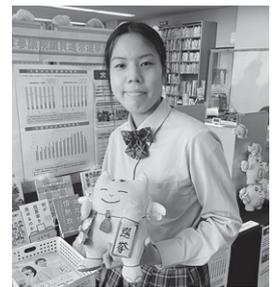
小松 菊 大津市選挙啓発サポーター(滋賀県大津市)、滋賀短期大学附属高等学校2年

令和4年より私たちの先輩方が、選挙の際に啓発ポスター、啓発動画、投票所の飾りつけなど、特に投票率の低い若者に向けた選挙啓発を、市の選挙管理委員会のみなさんと協力して行ってきました。

私たちは今年の春、ランチ大津京という定期的にマルシェなどが行われるショッピング施設で私たちと同じく、大津市の選挙啓発サポーターである滋賀短期大学、比叡山高校と連携して選挙啓発活動を行いました。

テント1つ分のブースには模擬選挙を行うための長机と投票箱、参加賞の風船、そして制服

を着た私たち学生と選挙のイメージキャラクターのめいすいくんの着ぐるみがテントの周りを歩いており、かなり目立っていたと思います。



この活動で行った主な企画は子どもを対象とした模擬選挙です。昨年、児童クラブでの出前講座で行った模擬選挙がとても盛り上がったこともあり、イベントに向けての計画を立てる話し合いでも、「模擬選挙をしよう!」という案はかなり早い段階から挙げられていました。

投票対象は、比叡山高校と新しく創り上げた滋賀・大津のご当地めいすいくんでした(2頁参照)。投票用紙に並べて印刷された4つのめいすいくんの中から一番良いと思ったものに丸

印を記入するというもので、小さな子どもでも簡単に投票ができたため、たくさんの方が参加してくれました。どれに投票しようか必死に悩んでいる子、ワクワクしながら投票用紙を投票箱に入れる子、開票作業の様子を真剣に見ている子、どの子も初めての選挙をとっても楽しんでいました。子どもの頃、親の選挙に同行したことがある人ほど投票率が高いと言われているの

で、このイベントをきっかけに親の選挙に同行する子が増えてくれると嬉しいです。

今回の活動に参加して一番感じたことは、下の世代に選挙に対して明るいイメージを持ってもらえたことへの喜びと達成感です。この気持ちを忘れずにこれからも積極的に選挙啓発活動に参加していきたいです。

## 「若者の投票率について思うこと」

**木村 聡汰** 慶進高等学校3年(山口県宇部市)

私の家族は、政治に対して常に関心が高く、特別な事情がない限り、毎回投票を行ってきました。そういう環境の中で育ったせいか、私も、子どもの頃からテレビや新聞などのメディアを通じて、政治に関する興味を抱いてきました。その中で、私が特に喫緊の課題だと考える問題が、投票率の低下の問題です。

最近の選挙報道では、「史上最低の投票率を記録した」とのニュースが目立つように感じます。そして、その投票率の低下は、若年層の投票率の低さが要因の一つとして挙げられています。例えば、昨年の衆院選では、全年代の投票率は53.85%であり、国民の約半数は選挙権を行使しなかったことになるのですが、20歳代に限ってみれば、投票率は34.62%と、若者の約3分の1しか投票しませんでした。

どうして若者は選挙に行かないのかについて、私はずっと疑問を抱いてきました。若者が選挙に行かないことで起こる悪影響は深刻です。若者より高齢者の方がたくさん選挙の投票に行くということであれば、立候補者はより多くの票を獲得するために、若者よりも高齢者にとって有利な政策を実行することが多くなると考えられます。それによって最も損をするの

は、若者自身ということになるはずですが。

現在、政府や各地の選挙管理委員会でも、若者の投票率の低さを深刻な問題ととらえており、さまざまな施策が採られています。例えば、投票権を持つことになる18歳の高校生を主人公としたオリジナルの選挙CMを作成したり、ショッピングモールや大学構内などの若者が集まりやすい場所に期日前投票所を設置して、私用のついでに投票を行うことができる環境を作ったりしています。今回私も生徒会のメンバーと一緒に若者に向けた選挙啓発動画を作成しました。すでに、SNS上で少なからず反響がありますが、この動画を見て、実際どれだけの投票率に結び付くかわかりません。



ただ、私が選挙に行かない若者に伝えたいことは、投票に行かず、ただ政治を批判するだけでは、何も変わらないということです。本当に我々が住む社会をより良い方向に変えたいと思うのであれば、投票所に足を運んで、投票を行い、自分の考えをあらわすことが必要です。若者が政治に対して関心を持ち、その上で、投票することでより良い未来が実現できるという実感をも、若者自身が持つことのできる社会を実現しなければならないと、私は考えています。

## 大学4年間のサポーター活動を振り返って

長崎県明るい選挙推進サポーターOB 門川 颯汰



私は、長崎県明るい選挙推進サポーター(以下「サポーター」という)として、4年間選挙啓発をしてきました。そこで、4年間でどのような活動を行ってきたか、サポーターとはどういう団体なのかについて綴っていきこうと思います。

まず、サポーターとは、若い世代の投票率が低迷する中、若者世代に政治や選挙に関心をもってもらい、若者の視点から選挙啓発活動を実施していくために設立された団体で、構成員は長崎県内の大学生です。私が、この団体に興味を持った理由は、時事問題として取り上げられている年々減少する若者の投票率に関心があったからです。どうすれば若者の投票率を上げることができるのか、私は個人でまたは団体に何かできることがないかを考えていたところ、サポーターを募集するポスターを見つけました。後々、この選挙啓発活動の大きな魅力に引き込まれ、私は現職である長崎県庁の職員を目指すきっかけとなります。

1年時はコロナ禍だったため、私たちサポーターが本格的に活動を開始できたのは、2年時からでした。ただ、1年時からコロナ禍が明けた後のことを想定し、何をすれば若者の投票率の向上に繋がるのか、どうすれば若者に関心を持ってもらうことができるのかについて定期的に話し合っていました。2年時から1年時から行っていた議論を生かして様々な活動を行ってきました。

その積み重ねもあり、4年時の令和6年衆院選では、大学内での期日前投票所の設置や高校への出前授業を行うなど、様々な啓発活動を行った結果、その積極的な活動が認められ、明るい選挙推進協会より優良活動賞、総務省より総務大臣表彰を受賞することができました。

一見、ここまでの流れを読むとずっと真面目で面白みのない取り組みのように思うと思いますが、基本的に話し合いや取り組みは堅苦しい雰囲気ではなく、むしろ軽い雰囲気です。バンバンと意見を出し合い、和気あいあいとした団体です。また、サポーター間では仲が良く、引退した今でも当時交流した学生とは交流するほど良い関係性を築くことができます。このサポーター活動では様々な人と交流をするため、県内だけでなく、日本全国で選挙啓発を行っている方たちと繋がりを作ることができます。

他にもサポーターに入ることの強みはたくさんありますが、その中でも特に、私がサポーターに入ることによって得た大きな強みを1つ紹介したいと思います。それは、充実したガクチカ\*として就職試験で戦える点です。私は就職試験の面接内容を約8割選挙啓発で固めて臨み、就職を勝ち取ることができました。今まで選挙啓発をたくさん行ってきたため、面接試験で最初から最後まで内容を詰まらずに話せるほど活動内容は濃いものとなっています。これは後日談ですが、面接において選挙啓発のことについて語りについたため、面接をしてくださった職員方から私は選挙の印象で強く残っていたそうです。

最後に、よく政治の世界は難しそうだから入りづらいという意見をよく耳にしますが、そういう考えを持つ学生にこそ、政治に関心のある学生が多いこのサポーターに入ることをオススメします。自らが関連する環境に身を置くことで選挙、政治について詳しくなることができ、政治に関心のある学生や社会人、幅広い年齢層の方と交流できるとても良い機会を得ることができるので、かなり充実した刺激の多い日々を過ごすことができると思います。

かどかわ そうた 長崎県庁入庁1年目、長崎県佐世保市出身。令和3年度から6年度にかけて4年間、サポーターとして選挙啓発活動に尽力した。

# 若者の啓発活動参加の すすめ

関西学院大学経済学部准教授 古村 聖



## II 選挙ボランティアでの経験

高校から大学卒業までの7年間、若者啓発グループ「名古屋市青年選挙ボランティア」に参加していた。イベントの企画・運営に加え、選挙制度や投票行動に関する課題を学び議論する中で、政治参加への関心が芽生えていった。

印象深かったのは、世界の事例を調べる中で、投票に行かなかった者に罰金を科す制度や、インターネット投票の導入などが存在していたことである。インターネット投票については、実際に投票機を操作した経験がある。15年ほど前のことだが、インターネット投票は画期的な仕組みであり、投票率の改善につながるのではないかと感じた。しかし、現在に至るまで日本の投票方法はほとんど変化していない。新制度導入の難しさを実感する機会となった。

この活動を長く続けることができたのは、選挙制度について学ぶ機会が得られたからだけでなく、共に活動した仲間とのつながりがあったからである。年齢の異なる人々と出会い、食事を共にし、愛知万博にも出かけるほど親交を深めた。

## II 現在の仕事と選挙との接点

現在の仕事は、主に研究と教育であり、選挙や投票と直接関わることは多くない。しかし、専門分野の一つである公共経済学の中に、投票行動を扱う領域が存在している。公共経済学は市場と政府の関係性を分析する学問であり、その一分野として、選挙制度や政治家の行動、若年層の投票率低下による影響も扱う。この分野を学ぶことで、選挙制度がうまく機能する難しさを理解するようになった。進路を選ぶ過程で、学生時代のボランティア経験が、無意識のうちに社会への関心を深めるきっかけとなっていたのかもしれない。

また、教育の現場でも、選挙や投票に関する意識に触れる機会がある。ゼミ生の中には、政治や選挙に強い関心を持つ者もあり、実際に選挙啓発のボランティア活動に参加していた学生もいた。別の学生は、若者の投票行動の傾向や、どのような学生が投票に行くのかといったテーマを分析していた。社会問題に関心を持ち、自らテーマを選ぶ姿勢から、現状への問題意識がうかがえる。自分自身は、学生時代そこまで真剣に考えていたとは言えず、現代の学生たちの意識の高さには、感銘を受けている。

## II 若者へのメッセージ

よく言われることの一つに、「高齢者と若者の対立」がある。しかし、社会をよくしたい、暮らしやすい国や街にしたいという思いは、世代を問わず多くの人が持っているものである。違いがあるとすれば、使える財源・資源が限られている点である。そのような中で、投票は重要な手段の一つである。もし一人ひとりが選挙に参加し、社会を少しずつでも動かすことができたなら、その一票は、アルバイト1時間分以上の価値ある公共サービスにつながる可能性がある。

若い世代にとって、将来の負担が大きいことは事実であり、厳しい状況にある。しかし一方で、社会は着実に良くなってきた部分も存在する。今の制度やサービスの多くは、過去の人々が選挙で声を上げて実現した成果である。社会を変えることは簡単ではない。だが、自分にできることの一つが投票である。だからこそ、どのような政策があり、どのような社会を目指すのかを知ろうとする姿勢が重要である。啓発活動を通じて、そうした意識の変化を促すことができれば、やがて社会を動かす一歩につながるはずである。

こむら みづき 専門分野は家族の経済学、労働経済学、公共経済学。

# 大学生と春日市の連携による主権者意識醸成の取り組み

福岡女学院大学人間関係学部教授 藤村 まこと



福岡女学院大学の心理学科では、3年生以上の学生が受講する「心理学フィールドワーク(キャリア)」という授業において心理学を活用した地域社会の問題解決型学習を行っている。この授業では春日市と大学との包括連携協定の枠組みを活用し、2022年度から「若者の主権者意識の醸成と投票率向上」のテーマに取り組んでいる。

活動4年目を迎えた現在では、きっかけを提供してくださった春日市選挙管理委員会(以下「選管」)に加え、市議会事務局や市議会議員の皆さん、教育委員会や商工会など、多大な支援を受けながら活発に連携活動を展開している。

それによる成果かは定かではないが、選挙の立会人不足が問題視されている昨今、春日市の立会人募集の案内に対して、本学では学科を問わずある程度の希望者が手を挙げるようになった。福岡市の小さな女子大学で心理学科の学生が試行錯誤する様子を見て、学内での“選挙”のイメージが柔らかいものに変化したのではないかと感じている。それでは、心理学科の学生がどのような活動をしているのだろうか。ここではその様子を紹介したい。

## 学生による投票行動に関する調査研究

本活動に参加する学生は、心理学科所属であり、選挙や政治のしくみや主権者教育について詳しいとは言い難い。そこで授業では、課題に関する基礎的な知識を学び、見識を広げる機会を設けている。例えば、5月には選管や議会事務局の職員の方に来てもらい、選挙や議会のしくみの講義と意見交換を実施している。6月頃には、学生が市議会を訪問し、グループに分か

表1 連携活動の課題に対する学生の提案や研究

学生からの提案(2022~2024年度)
ナッジ理論を活用した広報
若者向けSNS活用(Instagram・TikTok)
選挙割 / 親子割
不在者投票サポートブース
ネット投票 / 共通投票所の設置
「春日をみつめよう学級」の活用
模擬投票 / 少年議会 / 子ども委員会
調査研究(2023年度)
不在者投票の認知と利用
若者のイデオロギーと主権者教育
政治的有効性の知覚とその促進要因

れて議員の方々と意見交換を行っている。その後、学生グループは、本格的な情報収集やリサーチを行い、課題に対する改善案の提案を準備する。大学の前期と後期の終了時には、市や大学の関係者及び市議会議員を招き報告会を実施しており、これまでの主な提案内容や研究テーマは表1の通りである。

2023年度には、3グループが質問紙による調査研究を行い学会発表も行った。複数年にわたる学生のリサーチと提案を経て、2024年度後期には、提案をもとにした実践活動が検討され、小学生向けの模擬投票、そして春日市内店舗が参加する「センキョ割」の実施が決定された。

## 小学生を対象とした模擬投票イベント

この実践は、大学生が講師となり小学生を対象に模擬投票を体験してもらう取り組みである。企画した学生7名は、主権者意識の醸成には選挙や政治に対するポジティブなイメージを育てることが重要と考え、“遊び”や“体験”を通して選挙のしくみを学べる機会の提供を目指した。どこで実施するかも最後まで悩んだようだが、イベント性を持たせるために、小学校の授業として行うのではなく、市議会の議場をお借

模擬投票イベント



りして議員にも参加いただくことにした。市内の小学5、6年生を対象に参加を募るためチラシは学生が作成し、教育委員会の

協力を得て市内の小中学校で配布された。選管の方々との複数の相談を経て、決定したコンテンツは表2の通りである。

小学生の参加者同士の交流も重視し、初対面の子どもたちがグループで活動できるよう工夫が凝らされた。初めての試みであったが、イベントは成功を取めた。事前事後のアンケート結果からも、選挙や政治に対するイメージがポジティブに変化したことが確認されている。2025年度もこの取り組みは継続を予定している。

表2 模擬投票イベントのコンテンツ

1. ミニ講義とアイスブレイク
2. 市議会議員と一緒に市議会探検
3. 選挙クイズでしくみを学ぶ
4. 模擬投票：市長選出
5. 意見交換と共有：もし自分が市長だったら？

## センキョ割と地域の活性化

もうひとつの取り組みは学生9名で始めた「センキョ割」\*である。2024年度後期の受講生が、2025年3月の福岡県知事選挙に向けて準備を行った。学生は2グループに分かれて、片方は参加店舗の選出と依頼、もう一方は広報活動に取り組んだ。

店舗の選出では、地域の活性化を重視して連携先である春日市内に限定し、若者が関心を持ちそうな店舗を学生目線で選定した。広報では、InstagramやTikTokなどSNSの活用を優先した。その後、学生自身が企画書を作成し、店舗

への依頼、取材、SNS記事作成を行った。春日市商工会の協力も得ながら無事に5店舗の協力が得られた。そして、SNSに加えてチラシも作成し広報活動を行った。広報期間が短かったことから十分な認知度を得たとは言い難いが、最初の一步を踏み出す貴重な取り組みであった。

そして、2025年の7月の参議院選挙では、新しい受講者がセンキョ割に取り組み、協力店舗数も13店舗に増えた。短い準備期間であったが、昨年度の活動を引き継ぐ形でどうにか間に合うことができた。

## 投票行動の質と量の向上アプローチ

私たちは、センキョ割と模擬投票イベントが異なる効用を持つと考えている。センキョ割は、利得を得るという外発的な動機づけによって投票のきっかけを与える手法であり、短期的に投票率の「量」を高める効果が想定される。一方、模擬投票や主権者教育の実践では、政治や選挙への理解を深めたり、政治的有効性感覚や政治や選挙のリテラシーを育成することによって、選挙に対する内発的な動機づけを高めることが可能となる。それによって、長期的な投票率の「量」と「質」を高める効果を発揮するだろう。これらの取り組みはどちらか一方ではなく、両者をバランスよく実践することが必要である。

本学では、幸いなことに学内外の関係部署から支援を受け、両輪の活動を行えている。改めて関係者に感謝の意を表したい。何よりも、授業を通して学生たちが成長する姿を見れることは教員として幸せなことである。そして、主体的に地域課題の解決に取り組んでいる学生たちの中にも、主権者意識の小さな芽が芽吹いていることを期待したい。

ふじむら まこと 九州大学大学院助教等を経て2017年より現職。専門は社会心理学、組織心理学。春日市長等政治倫理審査会委員等。

\*<アカウント>Instagram/TikTok@fukujo\_senkyowari

# 諸外国における選挙権年齢と被選挙権年齢

白鷗大学法学部教授 田中 嘉彦



選挙権と被選挙権の在り方は、民主政治の基盤となる重要な構成要素である。その年齢要件は、公職の選挙人ないし候補者の属性として最も基本的なものの一つであり、国民の政治参加の範囲を規定するものである。

## 英国の選挙権・被選挙権年齢の変遷

議会制度の祖国である英国において議会は、君主・貴族院・庶民院から構成されるものと憲法上観念されているが、貴族院と庶民院から構成される二院制議会であるところ、国民から直接選挙で選出される下院である庶民院が政治の中心にある。

民選議院たる庶民院については、選挙制度の発展過程で、選挙の有権者の範囲も拡大されてきた。1832年の第一次選挙法改正による議席再配分と都市中産階級への選挙権拡大は、庶民院議員に強力な民主的正統性をもたらし、権限においても庶民院は、主に世襲貴族から構成される貴族院を上回るようになった。そして、1867年の第二次選挙法改正による都市労働者上層への選挙権拡大を経て20世紀に至るまでに貴族院の権限は低下していくこととなった。その後、1884年の第三次選挙法改正により農村労働者にも選挙権が拡大して男子有権者が増え、政党政治が実現した。なお、女性参政権は、1918年になって実現している。

英国において選挙権・被選挙権年齢は、長らくコモンロー上の成人年齢である21歳と同一のものとしてきたが、1960年代半ばから後半にかけて選挙権年齢引下げの議論が行われた。他方、成人年齢については、政府が設置した成人

年齢に関する委員会が、18歳に引き下げるのが妥当であると答申した。その後、選挙法に関する審議会が、選挙権年齢を従来の21歳から20歳に引き下げるべきであるとの答申を行った。

議会においては選挙権年齢を成人年齢と同様に18歳に引き下げるべきであるとの意見が多く示され、政府は選挙権年齢を18歳に引き下げることを決定した。議会審議を経て、1969年国民代表法、1969年家族法改革法が制定され、選挙権年齢と成人年齢はともに18歳に引き下げられた。

その後2003年から2004年にかけて、独立機関である選挙委員会が選挙権・被選挙権年齢の引下げを検討し、選挙権年齢は18歳を維持したものの、被選挙権年齢については21歳から18歳に引き下げることを勧告した。これを受けて2006年選挙管理法により、被選挙権年齢は18歳に引き下げられた。なお、英国内の権限委譲により設置されているスコットランド議会では2015年に、ウェールズ議会では2020年に、それぞれ選挙権年齢を16歳に引き下げるといった動きもあり、英国において選挙権年齢引下げの議論が活発化している。現労働党政権は、英国の選挙権年齢を16歳とする方針を表明している。

## 諸外国における選挙権・被選挙権年齢

一般に、成人年齢は政治的成熟の基準となることが多く、社会的変化により成人年齢が引き下げられるのに伴い、選挙権年齢の引下げも行われることは多い。特に、欧米諸国では、選挙権年齢と民事上の成人年齢とを同一にするとともに、その年齢を18歳とする傾向が一般的に認められる。他方、選挙権年齢の引下げが純粋に

政治的な要因によって行われることもある。政治体制転換の際に新たな政治体制の民主的側面を強調しようとして、政治参加への有資格者を拡大する傾向があることから、選挙権年齢が引き下げられることがある。

選挙権年齢の18歳への引下げは19世紀から20世紀初頭にかけて、まず南米諸国で行われた。欧米では1970年代頃に引き下げられ、アフリカ、アジア及びカリブ海の旧植民地諸国では1970年代から1990年代にかけて引き下げられている。

現代における諸外国の選挙権・被選挙権年齢は、おおむね18歳に収斂しており、「標準化」ともいえる状況となっている。国立国会図書館の2020年の調査によると、187か国のうち、18歳選挙権としているのは166か国となっており、9割近くを占める。さらに進んで、2007年にはオーストリアが、国政レベルの選挙権年齢を18歳から16歳に引き下げたという例もある。

## 選挙権年齢引下げの意義

我が国において、2007年5月に公布された日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は、憲法改正国民投票の投票権者の年齢を18歳以上と定めた。また、同法は、附則において、2010年5月の法律施行までに18・19歳の者が国政選挙に参加できるよう、選挙権年齢を定める公職選挙法(公選法)、成人年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとして規定し、当該措置が講ぜられるまでは憲法改正国民投票の投票権者の年齢を20歳以上とするとした。

2014年6月、国民投票法の一部改正法が施行され、憲法改正国民投票の投票権年齢は施行後5年目から18歳へと引き下げられたが、この改正法制定時の附帯決議として、施行後2年以内を目的に選挙権年齢の引下げに関する法制上の

措置を採ることが示されていた。そして2015年6月、選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げるための公選法等の一部改正法が成立し、2016年6月から施行されている。選挙権年齢の見直しは、1945年に25歳から20歳に引き下げられて以来、実に70年ぶりのことであった。現行法上、選挙権年齢は18歳となり、被選挙権年齢については、衆議院議員25歳、参議院議員30歳、都道府県知事30歳、都道府県議会議員・市区町村長・市区町村議会議員25歳であることから、被選挙権年齢の引下げについても論点となっている。

日本でも実現された18歳選挙権は、若者の政治参加を可能とした。もっとも、若年層の投票率の向上は、継続的に課題となっており、主権者教育の一層の充実とともに、そもそも政治に対する関心を醸成することが求められるところである。人類の多年の努力によって獲得した参政権は、重要な基本権であり、これを的確に行使用することは、「国家への自由」という憲法上の権利である参政権を不断に磨くこととなる。そして、民主政治を十全ならしめるためにも、若者を含む国民各層の積極的な政治参加が求められる。

### 【参考文献】

- ・佐藤令ほか『主要国の各種法定年齢—選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に—』(調査資料2008-3-b、基本情報シリーズ2)国立国会図書館調査及び立法考査局、2008年12月。
- ・那須俊貴「主要国における被選挙権年齢」『レファレンス』70巻6号(2020年6月)57-74頁。

たなか よしひこ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士(法学)。専門は、憲法、比較憲法。国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課長、憲法課長、総合調査室付主幹等を経て現職。著書に、『英国の貴族院改革—ウェストミンスター・モデルと第二院—』(成文堂、2015年)、『統治機構と対抗権力—代表・統制と憲法秩序をめぐる比較憲法的考察—』[共著](日本評論社、2023年)など。2024年9月から、栃木県明るい選挙推進協議会会長。

# 18歳成人改革 この10年間の点描



国民投票総研代表 南部 義典

## 改革の端緒となった国民投票法

「世界の潮流にならぬ、日本も18歳を以て一人前と扱うべき」と、18歳成人改革の狼煙を上げたのは国民投票法(日本国憲法の改正手続に関する法律)である。同法は2007年5月18日に公布、3年後の2010年5月18日に全面施行された。立案に当たった議員は、この3年間で選挙権年齢を18歳以上に、成年年齢を18歳に引き下げることを最低条件とし、全面施行日に国民投票権年齢を18歳以上とすること(横並びの法整備)を意図していた。

しかし、内閣がほぼ1年で交替するなどの不安定な政情の中、前記の法整備は遅々として進まなかった。全面施行日を迎えても、選挙権年齢は20歳以上、成年年齢は20歳のままで、国民投票権年齢に至っては、18歳以上か20歳以上か確定しない状況に陥ってしまった。

国民投票権年齢が確定しなければ、国民投票は執行できない。その解決のために整備されたのが改正国民投票法(2014年6月20日公布・施行)である。その内容は、①改正法の施行から4年間(2018年6月20日まで)、国民投票権年齢を20歳以上と一旦確定し、②4年経過後(2018年6月21日)、国民投票権年齢を18歳以上に引き下げ(条件無し)、③①の4年間で、選挙権年齢を18歳以上に、成年年齢を18歳に引き下げるなどの法整備を行うとするものであった。

## 選挙権年齢、成年年齢の引き下げ

第24回参院選(2016年7月10日投票)に間に合うよう、18歳選挙権法(公職選挙法等の一部を

改正する法律)は、2015年6月17日に成立し(同19日公布)、1年後の2016年6月19日に施行された。条例制定・改廃の請求など関係する年齢条項は、選挙権年齢に連動して18歳以上に引き下げられたが、検察審査員・裁判員の選任資格、人権擁護委員の候補者資格、民生委員の被推薦者資格は、20歳以上に据え置かれた(後述)。「未成年者の(を使った)選挙運動の禁止」の規定は、民法上の成年概念(当時20歳)との連動を断つため、「18歳未満の者の(を使った)選挙運動の禁止」と改められた。

高校等の在学中に18歳に達し、有権者となる光景も日常化した。無論、生徒の言論・表現の自由は、文科省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(2015年10月29日)の内容を踏まえつつも、最大限に保障されなければならない。

この点、2022年6月、県立仙台二高の3年生が参議院議員の選挙の仕組みを解説するポスターを自作し、校内に掲示したところ、校則で禁止されている「特定の政党等を支持する政治的活動」に該当するものと同校教員が誤認し、剥がすよう指示した事案が記憶に新しい。後日、当該生徒に謝罪の上、掲示は許可されたが(同年7月9日・朝日新聞朝刊)、学校の政治的中立性を徹底しようとするあまり、生徒が意見表明し、主権者意識を醸成する機会が損われてはならない。遠い話であるが、憲法改正国民投票も例外ではない。

18歳成年法(民法の一部を改正する法律)は、2018年6月20日に公布され、2022年4月1日に

施行された。成年年齢を18歳に引き下げ、女性の婚姻年齢を18歳以上に引き上げる(男性と統一する)内容を柱とする。18歳選挙権法で留保されていた人権擁護委員の候補者資格、民生委員の被推薦者資格は、成年年齢の引き下げに連動して18歳以上とされた。

成年年齢は、①親の同意なく、単独で契約が可能となる(未成年者取消権は行使不可)、②親権の対象から外れる、という意義があることに鑑み、政府は18歳、19歳の者が消費者被害に遭わないための施策、自立を促す施策を実現することが18歳成年法を施行する前提条件であるとの立場を取っていた。当時を振り返れば、新型コロナウイルス感染症のまん延が深刻化し、教育現場では通常の教科授業さえ覚束ず、消費者教育等に十分な時間を割くことができなかった。即ち、前提条件が成就し難く、施行の延期もあり得る状況であったが、政府・国会は検討の余裕すらなく、結局、予定通りの施行を迎えた。18歳、19歳の者の消費者被害防止、自立促進の施策が実行できているか、不断の検証を要する。

少年法等の一部を改正する法律は、2021年5月26日に公布され、2022年4月1日に施行された(18歳成年法と同日)。少年法の上限年齢は20歳のまま、18歳、19歳の者を「特定少年」と呼び、いわゆる逆送(検察官送致)の対象となる事件を拡大し、一定の場合に起訴後の事件広報(氏名等)を行うこととした。特定少年の事件の扱いは、成人のそれに接近している。

18歳選挙権法で留保されていた検察審査員・裁判員の選任資格は、少年法等改正法に合わせて18歳以上に引き下げられた。実際の裁判員選任は2023年1月以降に行われており、同年中に選任された4,525名のうち、10代は26名(0.6%)であった(最高裁公表資料)。

## 旧来基準の法定年齢と次なる課題

旧来の年齢基準が維持されている例として、ギャンブル関係(勝馬投票券・車券・勝車投票券・舟券の購入は20歳以上、スポーツ振興投票券の購入は19歳以上)、喫煙・飲酒行為(20歳以上)、国民年金の被保険者資格(20歳以上)、大型・二種免許の取得(原則21歳以上)などが挙げられる。成人式の参加資格は法律事項ではないが(成人の日を定める祝日法は、「おとな」の定義をしていない)、18歳対象の自治体は現在、宮崎県美郷町のみであり(毎年8月、成人証書授与式を挙行)、「はたちの集い」等と名称を変更し、20歳対象を継続する例が一般的である。18歳対象の式典を取り止めた例もある(三重県伊賀市、大分県国東市)。

立候補(被選挙権)年齢の引き下げが、今後最大の焦点である。第217回国会(常会、2025年1月24日召集)に始まった各党協議会では、掲示場ポスターの品位確保、いわゆる2馬力対策、SNS上の偽・誤情報対策が優先案件となり、立候補年齢に関しては協議が進展しなかった。改めて、次回の参院選(2028年)からの適用を視野に入れ、法整備を完遂すべきである。選挙公営の見直し(例えば、日常の政治活動に用いる後援会名簿を有しない若年者は、通常葉書よりもデジタル広告が利用しやすく、選挙の種類によっては容認する余地がある)を含む抜本的なアップデートに期待したい。

**なんぶ よしのり** 1971年岐阜県生まれ。憲法改正手続法制、国会運営と立法過程、年齢関係法制とその社会的相関について研究、提言を行う。『教えて南部先生！18歳から知っておきたい憲法改正国民投票法』(C&R研究所、2025年)ほか著書、監修多数。

## 投票率考



明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅

今回の参院選は実にさまざまな話題と課題に事欠かない選挙と言うべきであった。これらの話題や課題はこの一大イベントが残した財産であり、次なる飛躍に向けて活かす工夫が求められる。

明推協にとって毎回の投票率は最大の関心事である。特に、参院の単独選挙の場合、投票率は冷や汗ものである。1995年の参院選の際、45%を切るか、切らないかを巡って議論をした記憶がある。今回は選挙区選挙の投票率が前回から6.5ポイント上昇して58.51%となり、比例区選挙もこれと同率であった。その直前に行われた東京都議選の投票率が低い水準ながら5ポイント以上上昇したこともあり、秘かに期待していたところであったが、正に「底を打った」という実感を手にすることが出来たように思える。

ある新聞社の世論調査によれば、投票に「必ず行く」という人が72%に達したが(前回は66%)、これを年代別に傾向を区分けしてみると、「必ず行く」という人が18-29歳で54%(前回は37%)、30歳代では同じく66%(前回は同じく55%)というように、若い世代の劇的な変化が目につく。逆に、60歳代以上についてはこうした変化は見られない。また、男女別でみると、男性の50歳代以下、女性の30歳代以下において、「必ず行く」という回答が顕著に増加しているという。先に投票率が「底を打った」という言い方をしたのはここに一つの根拠がある。

言い方を変えれば、われわれはいよいよ本格的に主権者の「入れ替え」の時期に入りつつある。端的に言えば、60歳代以上の国民は徐々に歴史の舞台から退場せざる得ないのは、自然の

流れである。これまで分厚い人口をバックに、いわゆる安定したシルバー・デモクラシーを享受したこの世代は今や「黄昏世代」とでもよばれるべきものに近づきつつある。これまでその次世代以下の世代は上の世代の巨大な塊に圧倒され低い投票率に甘んじてきた面があったが、先の調査からも明らかなように今や積極的な参加によって「入れ替え」に参戦しようという方向が見えてきた。

しかし、この「入れ替え」作業をどのように行うべきかは決して容易に答えられるものではない。学校での主権者教育でしばしば質問されるのは事実の見極めと判断基準の問題である。これらの準備作業が難しく手に負えないために投票を断念するようなことになりかねない。何が具体的な事実にしても納得を得るためには多方面から検討する必要があるが、多方面から検討するためにはその検討の仕方を勉強する必要がある。社会科学といった学科が大学に存在しているのは、こうした知的能力を涵養するためである。

現代の民主政とその中の個人は独特な情報環境に置かれている。それは選挙におけるSNS(交流サイト)や動画サイトの急速な拡大が投票行動に与える影響力の問題である。SNSは政治への入口を拡げ、「新聞もテレビも見ない」と自負する人々を包摂する役割を果たしたが、そこで流通する事実等の正確さを保証するものは何もない。実際大勢の有権者が偽情報に支配され、誤った判断を下すようなことがあればその民主政は自殺行為をするようなものである。一つの情報源にのめり込むことなく、「新聞もテレビも見る」という姿勢こそが今やますます必要である。投票率の上昇によって、投票の質を不問に付すわけにはいかない。その意味では前途なお道遠しである。

(元東京大学総長)

## 早期主権者教育のあり方を考える



宮城県明るい選挙推進協議会会長 佐藤 実

### 1 塩竈市の主権者教育のねらい

塩竈市明推協が、小学生・中学生に主権者教育を始めて、5年目を迎える(高校は県が主催)。地域や社会の課題を考えたり、社会のルールを決めたりという経験がある子供ほど、成人になった時の投票率が高いと言われている。講師の話聞くだけでなく、児童生徒自身が主体的に関わる主権者教育を目指している。

塩竈市の主権者教育のねらいは以下の通り。

- ◆児童生徒自身が、地域や社会の課題を見つける。
- ◆それを解決するために自発的に社会に関わろうとする意識を醸成する。
- ◆当事者として参加、協働、支え合う活気のある社会を作る。それらを担う市民を育てる。

### 2 中学校での主権者教育の手順

(1)中学校(校長先生)に挨拶に行く。(4月)

明推協会員に2名の元教員がいるので、スムーズに学校との話し合いができています。

(2)学年(社会科)担任と2回の打合せを行う。

(3)担任から主権者教育をする意義や内容について話してもらう。【事前授業15分程度】

(4)地域や社会に関心を持つようなテーマで、地域の課題や解決策を生徒に原稿用紙に書いてもらう。【事前授業・社会科や国語の授業】

(5)生徒から出された課題や解決策などを分類する。特に多い3つの課題について演説原稿を作成する。【明推協会員が作成】

(6)演説者は明推協の会員か生徒に依頼する。

(7)出前授業(50分)を行う。進行は明推協。

- ・講義は、選管の職員に依頼する。
- ・3人の模擬演説を聴く。
- ・模擬投票を体験する。
- ・模擬投票の係は生徒が行う。

以上の様な手順は、4年間の実践の中で「塩

竈スタイルの主権者教育」として確立。

### 3 生徒から出された課題(演説原稿の主題)

- ①松島に比べ観光客が少ない。【観光党】
- ②少子高齢化が課題である。【少子化党】
- ③塩竈は、道路が狭く坂が多い。【道路党】

### 4 事後のアンケート結果から

(1)主権者教育で知ることができて良かったこと

- ・選挙費用の金額 41.3%
  - ・選挙の制度やしぐみについて 33.8%
  - ・得票数が同数の場合、くじびきをする 25.0%
- <生徒の主な意見>

・本格的な選挙を体験でき、これからの勉強や選挙に向けて貴重な学びができた。

・もし4年後に選挙をすることになったら、この授業を思い出そうと思う。

・選挙のしぐみや、演説の様子を見て、真剣に町づくりを考えることができた。

(2)自分がこれから取り組もうと思ったこと

- ・18歳になったら選挙に行きたい 68.8%
  - ・選挙の仕組み・制度をもっと知りたい 26.3%
- <生徒の主な意見>

・選挙は、自分の1票で政治が変わると思い、これからは選挙について、もっと知ろうと思った。

・自分が将来忙しい場合でも、期日前投票で1票でも多く投票したい。

・4年後になったら、投票しに行って日本の未来を決める一人になりたい。

### 5 まとめ

◆中学生への主権者教育は、選挙権を3・4年後に取得するというこで、意識が高く積極的に取り組んでいた。「18歳になったら選挙に行きたい」という割合は、小学生より約20ポイント高かった。

◆中学生には、「受験」という目標があるので主権者教育にあまり時間(事前・本番で2時間)をさけない。小学生は事前に3~5時間ほど取って、候補者を決め、選挙運動もしている。

さとう みのる 小学校長、教育委員等歴任。退職後15年間、青少年相談センター所長等、教育相談活動に従事。塩竈市明推協会長。1950年生まれ。

## 主権者教育で大切なこと：主権者教育観の転換の必要性



福井大学教授・教育学部長 橋本 康弘

主権者教育が全国展開されて久しい。主権者教育を「社会問題を子どもたちが関心をもって捉え、問題の解決の在り方について根拠(資料・データ等)に基づいて『真剣』に考察する教育」と広義に捉えるなら、児童・生徒が「当事者意識」をもって問題を捉えることができれば、より深い議論が期待できる。逆に、「当事者意識」がもてなければ、表面的な議論になり、「生徒が資料をなぞる授業」になってしまう。

最近、筆者が参観したやや難がある授業例で紹介しよう。それは、「今後の日本の農業の進むべき道」について、生徒が議論をする中学生の社会科授業である。生徒は、ICTを駆使して、資料を読み込み、「日本の農業は、『6次産業化』を進めるべきだ」、または、「ドローンやセンサー、AI、ロボットなどを活用して、農作業の自動化や栽培管理をすることで、省力化、コスト削減、生産性向上、品質向上などを実現すべきだ」と述べていた。一昔前であれば、生徒は「よく調べている」「資料をよく読み込んでいる」等の評価がなされたかもしれない。主権者教育として評価したとしても、「日本の農業の在り方を一定程度考えている」という指摘があるかもしれない。「現状をしっかりと認識し、課題の解決の在り方を考えている」といった指摘もあるかもしれない。

しかし、今、現在だと、先述した生徒の回答は、AIが作成してくれるのである。そうになると、生徒は、AIの回答をそのまま「写す」ことだってできるのである。この授業で、生徒がAIを活用しているかどうかは、判然としないが、AIで回答できることを授業で取り扱うこ

とについては、課題が残ると言えよう。

では、「今後の日本の農業の進むべき道」はどうすれば良い主権者授業になったのだろうか？そこには「当事者」の視点が必要になるだろう。そして、生徒が「当事者意識」をもって問題を「真剣」に考えることができるのかが問われるだろう。地方の農家の皆さんの「声」、農業を進めている企業の皆さんの「声」、そういった様々な立場の人たちの「声」に耳を傾ける。主権者教育は、これまで「事実」や「データ」を「根拠」にして、それに基づいて、考察することが重視されてきた。他方で、このような主権者教育観は、これからの未来の子どもたちにとって「正しい」在り方なのか。

先述したように、AIが登場し、回答を作成してくれる現状の中では、むしろ、「真剣」に問題を考察しようとする場合、「客観的な事実やデータ」よりも、「主観的な声」を踏まえる必要がある。また、そういった「主観的な声」に寄り添い、自分の問題として考えることができるか否か(当事者意識)が問われる。つまり、従来の主権者教育の「根拠」に、「主観的な声」も加える必要があるのではないのか。そして、「主観的な声」をむしろ、これからの主権者教育では重視すべきではないのか。ここに挙げた様々な立場の人たちの「声」に耳を傾けること自体は、政治家として必要な資質・能力であり、実は、主権者教育として必要な資質・能力の基礎とほぼ同義になるのではないのか。そろそろ、従来の主権者教育観から脱却する時期にきているのではないだろうか。

はしもと やすひろ 広島県内の高校教員等を経て、現在は福井大学学術研究院教育・人文社会系教授。専門は、主権者教育、法教育、社会科教育学。主権者教育アドバイザーを務める。

**期日前投票所を大学・高校に設置** 大学等では105か所(2022年前回参院選73か所)に設置されました(総務省7月3日発表)。形態は施設内での設置やバスを利用した移動型、期間も数時間から数日間など様々です。福島大学では、若者啓発グループの福大Voteプロジェクトが設営に協力しました。鳥取県倉吉市では鳥取看護大学・鳥取短期大学に初めて設置され、市明推協も事前に通学時のキャンパスを訪問して利用をよびかけました。

高校では、富山県魚津市が新川みどり野高校、魚津工業高校、新川高校、魚津高校、大分県佐伯市が佐伯鶴城高校、佐伯豊南高校、日本文理大学附属高校、神奈川県では伊勢原市が伊志田高校、三浦市が三浦初声高校に期日前投票所を設置しました。山梨県甲斐市は日本航空高校に設置しましたが、当日に出前授業(投票制度の説明と期日前投票所の見学)を行いました。投票事務に生徒が従事しました。茨城県で9市が高校に期日前投票所を設け、日立市は特別支援学校にも設置しました。長野県松本市は、付近に高校が複数ある「あがたの森公園」に期日前投票所を設置し、投票立会人を信州大学学生による選挙啓発グループのVOTERSが務めました。

・高校生や大学生を投票立会人や投票事務に起用する自治体も各地に見られました。

**大学生・高校生による啓発活動** ○岐阜大学教育学部学生による「岐阜県若者の選挙意識を高める会」は、同学部生から参加者を募り、参院選岐阜選挙区の候補者の公約を比較する公約分析会を開催しました。青森大学では「参院選プロジェクト」と銘打ち、約100人の学生が、学内や高校生へのアンケート、県選管と連携した啓発ポスターや動画の制作、街頭啓発への参加などに取り組みました。金沢大学(石川県)では若者啓発グループのE7が、中央大学(東京都)で

はVoteatChuo!!が、構内にブースを設け、不在者投票の仕組みを説明するなど学生の投票をサポートしました。静岡大学で政治学を学ぶ井柳ゼミ生が、同大生に行ったアンケートから政治への関心等を分析し、附属図書館で展示しました。○東京都練馬区にある富士見中学校高校の高校生らが、6月に行われた東京都議選と参院選で、区選管に協力して啓発グッズの企画とデザインを行い、街頭での配布も行いました。参院選では紙ナプキンとスタンドも制作し、飲食店への設置依頼を自分たちで行いました。同校では参院選模擬選挙が生徒の運営により実施されました。

**子ども向けの啓発イベント** 北海道滝川市は、投票用紙計数機を使った投票用紙100枚を当てるゲームを行いました。栃木県那須烏山市、埼玉県松伏町、長野県池田町などは、親子連れ投票を促すことなどをねらいに、期日前投票所にガチャガチャを設置しました。景品は、地元のゆるキャラや鉄道の図柄のマスキングテープ、ご当地めいすいくんの缶バッジなどでした。静岡県函南町、北海道滝川市などの図書館で、選挙関連本を集めたコーナーが設けられ、滝川市立図書館では好きな食べ物を選ぶ模擬選挙も行われました。

**AIで選挙啓発キャンペーンソングを制作** 青森県選管は、生成AIと音楽生成アプリで作詞作曲したキャンペーンソング「私の選択」(3バージョン)を制作しました。制作したのは選管職員で、生成AIには「参院選で、投票率が低い青森県で高校生や若者が選挙に行きたくないような歌詞を作って」と指示。高校の校内放送での使用も依頼しました。



**障害のある方に配慮した選挙制度等の周知** 厚生労働省は、都道府県市区町村の障害保健福祉担当に対して、総務省サイトの「障害のある方に対する投票所での対応例」の障害福祉サービス事業所等への周知等を、7月1日付事務連絡で依頼しました。



**協会事業** ○研修会「地域コミュニティフォーラム」を、秋から冬にかけて、全国7地域(青森市、甲府市、福井市、京都市、岡山市、高知市、長崎市)で開催します。選挙や選挙啓発に関する情報を提供するほか、主権者教育に関するワークショップや選挙啓発に関する情報交換を行います。募集対象は明推協会員や自治会・老人会・女性会・公民館など地域活動に参加されている方で、選挙管理委員会を通じて行います。○高校3年生を対象とする新有権者向けのパンフレットを、9月上旬に全国の高校に配布(無償、希望部数、各校直送)します。



○明るい選挙啓発ポスターコンクールを実施しています。小中高生が対象で、市区町村と都道府県での審査を経て、10月下旬開催予定の中央審査で、総務大臣・文部科学大臣賞18作品が選ばれます。

○参院選における有権者の投票行動などに関する意識調査を、秋に郵送調査法で実施します。調査対象者(全国・18歳以上・3,150人)は、選挙人名簿の閲覧を申請して無作為に抽出します。回答は無記名で、集計分析は統計的に行います。

○6-7月に、関東学院大学「キャリアデザイン入門」(横浜市)と九州産業大学「主権者リテラシー」(福岡市)の講座で、職員が講師を務めました。関東学院大学では5学部の1年生約1,800人(10教室)を対象に、参院選投票日前後のタイムリーな時期にお話しさせていただきました。

○Voters88号の発行は10月20日で、特集テーマは「女性参政権80年」です。本誌は図書館に開架資料として受入れをお願いしていますが、川崎市の図書館では“ご自由にお持ちください用”も、市選管の取り組みとして、置いていただいています。

## 明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員(有権者)を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援をご検討ください。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します(交通費実費負担)。

### サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運営されています。活動にご理解いただきますとともに、サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費(一口10万円以上)による支援をお願いしています。

### 表紙ポスターの紹介

明るい選挙啓発ポスターコンクール  
文部科学大臣・総務大臣賞(令和6年度)

寄友 大毅さん 京都精華学園高校(京都府)3年(受賞時)

画 小林 恭代

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

歌舞伎風の表情、ポーズを決めている人物が、学生服を着ているという意外性、そして、18歳ということが絵だけでもわかる点が特徴的です。「いざ、選挙へ!」の言葉もシンプルだからこそインパクトがあります。

## 寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます(法人税法第37条第4項)。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

### サポート企業として登録いただいている団体

- ・株式会社日本選挙センター(東京都千代田区)  
選挙事務に関わる商品のトータルサポート
- ・株式会社ムサシ(東京都中央区)  
名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機材の開発製造ほか
- ・特定非営利活動法人選挙管理システム研究会(東京都中央区) 選挙管理委員会が行う選挙管理の支援、使用済投票用紙のリサイクル事業
- ・株式会社ジック(横浜市)  
自動車事故などの損害調査、まちづくりなどの調査研究、保険代理店、総合ITソリューション事業
- ・株式会社アクス(横浜市)  
自動車事故損害調査、行政等を対象とする調査研究
- ・株式会社社会調査研究センター(さいたま市)  
世論調査や選挙調査の設計、実施、集計・解析とコンサルティング。埼玉大学発ベンチャーの第1号

Voters(ポーターズ): 英語で「有権者、投票者」の意味

編集・発行 公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階  
TEL 03-6380-9891

ホームページ <https://www.akaruisenkkyo.or.jp/>

メールアドレス [info@akaruisenkkyo.or.jp](mailto:info@akaruisenkkyo.or.jp)

編集協力 株式会社 公職研

ANNIVERSARY

# 今年は選挙の メモリアルイヤー!

普通選挙法公布

100年

女性参政権

80年

18歳選挙権

10年

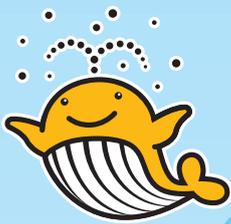


明るい選挙の  
イメージキャラクター  
めいすいくん

私たちの選挙権（投票する権利）は  
長い歴史の中で、手に入れてきた大切な権利です。  
民主主義の日本に住んでいて、今や当たり前かもしれないけど、  
そうじゃない時代もあったことを知って、  
これを機会に「選挙の大切さ」を改めて考えてみましょう。

**明るい選挙推進協議会 会員募集中!** 私たちと一緒に「選挙の大切さ」を伝える活動をしませんか?

〇〇〇明るい選挙推進協議会・〇〇〇選挙管理委員会 全国一斉行動実施中!



消防団防災学習



宝くじ桜



移動採血車

# 宝くじは、 みんなの暮らしに 役立っています。

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、  
公園整備、教育及び社会福祉施設の  
建設改修などに使われています。



宝くじドリームジャンボ絵本



一輪車



青色回転灯装備車



検診車



パブリックアート



滑り台広場



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や  
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人  
**日本宝くじ協会**  
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

